京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第142号

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「者」の右に「(以下「利用者」という。)」を加え、同条第2項第2号中「保育所を利用する者(以下「」及び「」という。)」を削り、同号ア中「属する者」の右に「(以下「保護者等」という。)」を加え、同号イ中「保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者」を「保護者等」に改め、同項第3号中「掲げる児童」の右に「(利用者を除く。)」を加え、同号イ中「入所して」を「入所し、又は通所して」に改め、同号イ(ウ)中「入所する」を「入所し、又は通所する」に改め、同項第4号中「要保護者等」の右に「(以下「要保護者等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、利用者の保護者等の属する世帯に基準年度分の地方税法 の規定による市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者がある 場合その他市長が必要と認める場合の保育費用は、これらの項の規定による保育費用と の均衡を考慮して、その都度別に定める。

別表第2保育費用の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、

Γ																	
	138,600円以上	23, 800	24, 700	25, 500	26, 400	27, 300	28, 100	28, 900	11,900	12, 300	12, 700	13, 200	13, 600	14, 000	14, 400		を
Γ																	
	138,600 円以上 168,999 円以下	25, 100	26, 000	26, 900	27, 800	28, 700	29, 600	30, 500	12,500	13, 000	13, 400	13, 900	14, 200	14, 400	14, 400		
	169,000 円以上 174,599 円以下	26, 300	27, 200	28, 200	29, 200	30, 100	31, 100	32, 000	13, 100	13, 300	13, 900	14, 000	14, 200	14, 400	14, 400		に改
	174,600 円以上	26, 300	27, 200	28, 200	29, 200	30, 100	31, 100	32, 000	13, 100	13, 600	14, 100	14,600	15, 000	15, 500	16, 000		
			•	•								•		•		_	

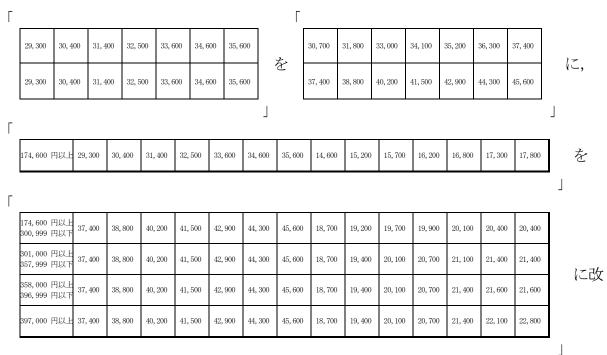
- め、同表備考1を次のように改める。
  - 1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当 する場合について、それぞれ適用する。
    - (1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下で

ある場合において、その世帯に要保護者等がある場合

(2) 利用者が令第14条第1項第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給 認定子どもである場合

別表第2備考2中「第2子」を「乙」に改める。

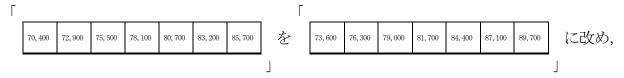
別表第3保育費用の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、



- め、同表備考1を次のように改める。
  - 1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当 する場合について、それぞれ適用する。
    - (1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に要保護者等がある場合
    - (2) 利用者が令第14条第1項第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給 認定子どもである場合

別表第3備考2中「第2子」を「乙」に改める。

別表第4保育費用の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、



同表備考1を次のように改める。

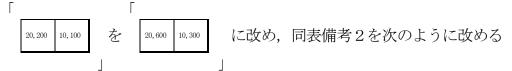
1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当

する場合について、それぞれ適用する。

- (1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に要保護者等がある場合
- (2) 利用者が令第14条第1項第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給 認定子どもである場合

別表第4備考2中「第2子」を「乙」に改める。

別表第5保育費用の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、



- 2 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当 する場合について、それぞれ適用する。
  - (1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に要保護者等がある場合
  - (2) 利用者が令第14条第1項第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給 認定子どもである場合

別表第5備考3中「第2子」を「乙」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)